

一般国道 304号	南砺市是安字地子続島 847番3から	変更前	最大 17.7 最小 14.0	24.3	砺波土木 センター
	南砺市是安字上島9番8 まで	変更後	最大 19.7 最小 14.0	24.3	
一般国道 471号	南砺市百町101番4から	変更前	最大 31.5 最小 15.9	46.5	砺波土木 センター
	南砺市百町70番2まで	変更後	最大 31.2 最小 15.9	46.5	
一般国道 471号	南砺市利賀村百瀬川字東 山229番から	変更前	最大 9.7 最小 6.5	32.8	砺波土木 センター
	南砺市利賀村百瀬川字東 山230番1まで	変更後	最大 10.1 最小 9.6	32.8	
県道 新湊庄川線	砺波市頼成53番2から	変更前	最大 13.1 最小 11.8	13.0	砺波土木 センター
	砺波市頼成46番2まで	変更後	最大 12.1 最小 11.8	13.0	
県道 井波城端線	南砺市井波字五領島3872 番2から	変更前	最大 35.0 最小 22.2	25.7	砺波土木 センター
	南砺市井波字五領島3878 番1まで	変更後	最大 39.4 最小 22.2	25.7	
県道 利賀河合線	南砺市利賀村大勘場字千 東409番1から	変更前	最大 15.8 最小 6.9	34.1	砺波土木 センター

	南砺市利賀村大勘場字千東 409番2まで	変更後		最大 20.2 最小 8.8	34.1	
県道 安居福野線	南砺市百町 138番から 南砺市百町 101番4まで	変更前		最大 20.1 最小 9.7	66.3	砺波土木 センター
		変更後		最大 29.6 最小 9.7	65.1	
県道 才川七法林寺線	南砺市中ノ江 361番から 南砺市中ノ江 361番まで	変更前		最大 9.5 最小 7.5	80.3	砺波土木 センター
		変更後		最大 10.7 最小 7.6	80.3	

富山県告示第75号

道路の供用開始について

次のとおり道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において2月28日から1箇月間一般の縦覧に供する。

令和4年2月28日

富山県知事 新 田 八 朗

道路の種類及び路線名	区 間	供用開始の期日	縦覧場所
一般国道 156号	南砺市利賀村下原字上野向平 155番1から 南砺市利賀村下原字上野向平34番1まで	令和4年2月28日	砺波土木 センター

1 試験日及び時間

(1) 学科の試験

ア 二級建築士試験

令和4年7月3日（日）午前10時10分から午後5時20分まで

イ 木造建築士試験

令和4年7月24日（日）午前10時10分から午後5時20分まで

(2) 設計製図の試験

ア 二級建築士試験

令和4年9月11日（日）午前11時から午後4時まで

イ 木造建築士試験

令和4年10月9日（日）午前11時から午後4時まで

2 試験地

(1) 学科の試験

ア 二級建築士試験

富山市五福3190 富山大学工学部

イ 木造建築士試験

射水市黒河5180 富山県立大学（射水キャンパス）

(2) 設計製図の試験

ア 二級建築士試験

射水市黒河5180 富山県立大学（射水キャンパス）

イ 木造建築士試験

富山市五福3190 富山大学工学部

3 受験申込手続（二級建築士試験、木造建築士試験共通）

(1) 受付期間

令和4年4月1日（金）午前10時から4月14日（木）午後4時まで

(2) 申込方法

公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ（<https://www.jaeic.or.jp/>）において、必要な事項を入力し申し込むこと。

なお、インターネットによる申し込みが行えない正当な理由がある場合（身

体に障がいがありインターネットの利用が困難である等)には、令和4年4月6日(水)までに公益財団法人建築技術教育普及センター本部に申し出ること。

4 合格者の発表

(1) 学科の試験の合格者の発表

ア 二級建築士試験

令和4年8月23日(火) (予定)

イ 木造建築士試験

令和4年9月6日(火) (予定)

(2) 設計製図の試験の合格者の発表(二級建築士試験、木造建築士試験共通)

令和4年12月1日(木) (予定)

5 その他

(1) 「設計製図の試験」の課題は、令和4年6月8日(水)頃から公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ(<https://www.jaeic.or.jp/>)において公表する。

(2) 受験に際し、身体に障がいがあるため特に何らかの措置を希望する者は、あらかじめ受付期間内にその旨を申し出ること。

開発行為の工事完了

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

令和4年2月28日

富山県知事 新 田 八 朗

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	公 共 施 設		開 発 許 可 を 受 け た 者	
	位置・区域	種 類	住 所	氏 名
射水市生源寺 820番			射水市坂東81番地 射水市生源寺27番地	八島 薫 八島 真実

応急入院指定病院の指定

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第33条の7第1項に規定する精神病院として次のとおり指定した。

令和4年2月28日

富山県知事 新 田 八 朗

- 1 精神科病院名 医療法人社団和敬会谷野呉山病院
- 2 所在地 富山市北代5200番地
- 3 指定期間 令和4年3月1日から令和7年2月28日まで

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の新設の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

令和4年2月28日

富山県知事 新 田 八 朗

- 1 店舗の名称及び所在地
ドラッグコスモス牧野店 黒部市中野 342番 他5筆
- 2 店舗を設置する者 株式会社コスモス薬品
- 3 店舗において小売業を行う者 株式会社コスモス薬品
- 4 新設の日 令和4年10月1日
- 5 店舗面積の合計 1,488㎡
- 6 店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数 建物敷地東側1箇所/59台
 - (2) 駐輪場の位置及び収容台数 建物敷地南側1箇所/20台
 - (3) 荷さばき施設の位置及び面積 建物北東側1箇所/40㎡
 - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 建物北東側2箇所/10.961㎡
- 7 店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前9時及び午後9時45分

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前8時30分～午後10時

- (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 2箇所／敷地北側

- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

24時間

- 8 届出の日 令和4年2月10日

- 9 縦覧場所 富山県商工労働部地域産業支援課

- 10 縦覧期間 令和4年2月28日から令和4年6月28日まで

- 11 その他

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、法第8条第2項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部地域産業支援課に提出することができる。

- (1) 氏名及び住所（法人等にあつては、所在地、名称及び代表者氏名）

- (2) (1)の事項の公表の可否

- (3) 当該店舗の名称及び所在地

- (4) 意見及びその理由

条件付き一般競争入札の実施

次のとおり条件付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定に基づき、条件付き一般競争入札の実施について、この公告により、公告します。

令和4年2月28日

富山県知事 新 田 八 朗

1 入札に付する事項

入札番号 (案件番号)	第1811589号
委託業務の名称	西部工業用水道事業富山県企業局積算技術業務委託

業務目的	富山県企業局における西部工業用水道に関する工事の設計書作成に必要となる工事発注図面及び数量総括表（数量計算書）、積算資料、積算システムへの積算データ入力等の作成支援を行うことにより、発注者における工事発注の円滑化を図ることを目的とする。
業務の内容	以下に掲げる内容を行うものである。 なお、本業務は履行期間内において、1工事毎（以下「個別業務」という。）の指示により協議・打合せの上実施するものであり、指示は発注者から受注者に対して履行期限を付して行われるものである。 また、発注者受注者間の指示及び承諾行為は受注者の管理技術者に対して行うため、実施する担当技術者は管理技術者の管理下において作業を行うものである。 (1) 積算に必要な現地調査 (2) 工事発注図面及び数量総括表（数量計算書）の作成 (3) 積算資料作成 (4) 積算システムへの積算データ入力（データリストの作成） (5) 予定工事件数は、当初設計8件、変更設計16件を予定している。
技術提案	業務を実施するにあたっては、以下の視点から創意工夫を発揮し、公共サービスの質の向上に努めるための、各提案を行うこと。 (1) 業務の実施方針に関する提案 業務実施の具体的な方法、業務の質の確保の方法等について、業務全般に係る質の向上の観点から取り組むべき事項等の提案を行うこと。 (2) 評価テーマに対する技術提案 評価テーマ（担当技術者及び管理技術者の積算技術向上のための具体的な工夫及び体制）について、留意点を踏まえた技術提案を行うこと。
履行期間	契約を締結した日の翌日から令和5年3月31日まで
成果品	本業務により提出される成果品は以下のものであるが、その内容において、誤字・脱字、計算間違い、適用基準の間違い、入力間違い等に十分留意すること。 (1) 工事発注図面及び数量総括表（数量計算書） 1式 (2) 積算資料1式 (3) 積算データ（記録媒体CD等） (4) 打合せ記録簿
総合評価方式	価格以外の要素と入札価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式 （技術提案の確実な履行の確保を厳格に評価するため、技術提案の評価項目に「履行確実性」を含めて技術評価を行う。）
調査基準価格	有
その他	議会により当事業の予算が否決された場合は入札を中止します。

2 入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）

- (1) 入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）は、次に掲げる条件のすべてを満たす者であること。なお、入札参加資格の確認は、入札参加資格の確認の申請の期限の日（以下「申請期限日」という。）現在の事実をもって行うものとする。

ただし、同日において当該条件のすべてを満たしている者であっても、開札の日時までの間に当該条件を満たさなくなった場合は、入札に参加することができず、既に入札書を提出しているときは、当該者の入札は無効とする。

ア 地方自治法施行令第 167条の 4 の規定に該当しない者であること。

イ 申請期限日から当該委託業務の開札の日までの間において、富山県から富山県建設工事等指名停止要領に基づく指名停止を受けていない者であること。

ウ 会社更生法（平成14年法律第 154号）第17条の規定により更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第 225号）第21条の規定により再生手続開始の申立てがなされている者（これらの者のうち、再度の競争入札参加資格の認定を受けたものを除く。）でないこと。

エ 3(2)に掲げる申請書等を提出していること。

オ 富山県における令和 3・4 年度入札参加資格者名簿（測量・地質調査、土木コンサルタント、補償コンサルタント）（以下「資格者名簿」という。）の土木関係建設コンサルタント業務に登載されていること。

- (2) 中立公平性に関する要件

入札参加者は、次の要件のすべてを満たしていること。

ア 本業務の履行期間中に工期がある当該業務発注者の発注工事に参加している者及びその発注工事に参加している者と資本面・人事面で関係がある者でないこと。

イ 本業務の配置予定技術者の出向・派遣元及び出向・派遣元と資本面・人事面で関係のある者が、本業務の履行期間中に工期がある当該業務発注者の発注工事に参加していないこと。

(注)

- 1 発注工事に参加とは、当該工事を受注していること、当該工事の下請け（測量、地質調査業務も含む。）をしていることをいう。ただし、本業務

の契約日までに下請け契約が終了している場合を除く。

2 資本面・人事面で関係があるとは、次の(ア)又は(イ)に該当するものをいう。

(ア) 一方の会社等が他方の会社等の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている場合。

(イ) 一方の会社等の代表権を有する役員が他方の会社等の代表権を有する役員を兼ねている場合。

(3) 業務実施体制に関する要件

入札参加者は、次の要件のすべてを満たしていること。

ア 富山県内に業務拠点（配置予定管理技術者が恒常的に常駐し業務を行うところ。）を有するものであること。

イ 業務の主たる部分を再委託するものでないこと。

ウ 業務の分担構成が不明確又は不自然でないこと。

(4) 業務実績に関する要件

入札参加者は、平成24年度以降に完了した以下に示す業務（令和3年度完了予定も対象に含む。）について、1件以上の実績を有すること。

・業務：国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社、公益法人、又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した発注者支援業務（注）、CM業務、PFI事業技術アドバイザー業務、土木設計業務、調査検討・計画策定業務、管理施設調査・運用・点検業務、測量業務、地質調査業務。

（注）発注者支援業務とは、積算技術業務、工事監督支援業務等に該当する業務をいう。

(5) 配置予定管理技術者に関する要件

入札参加者は、申請期限日までに、次の要件を満たす配置予定管理技術者を確保できること。

ア 以下のいずれかの資格等を有すること。

・技術士（総合技術監理部門－建設又は上下水道、建設部門又は上下水道部門）

・一級土木施工管理技士

- ・土木学会特別上級土木技術者、土木学会上級土木技術者又は土木学会1級土木技術者
- ・（一社）全日本建設技術協会による公共工事品質確保技術者（Ⅰ）、公共工事品質確保技術者（Ⅱ）又は発注者が認めた同等の資格を有する者（注1）
- ・RCCM又はRCCMと同等の能力を有する者（注2）（技術士部門と同様の部門に限る。）

（注1）「発注者が認めた同等の資格を有する者」とは、中部地方における「施工体制の確保に関する推進協議会」が認定した発注者支援技術者（土木）Ⅰ種又はⅡ種をいう。

（注2）「RCCMと同等の能力を有する者」とは、RCCM試験に合格しているが転職等により登録ができない立場にいる者。

イ 同種又は類似業務の実績を有すること。

平成24年度以降に完了した以下に示す同種又は類似業務（令和3年度完了予定も対象に含む）において、1件以上の実績を有すること。

業務実績には、平成24年度以降に元請として同種又は類似業務に従事した経験のほか、出向又は派遣、再委託を受けて行った業務実績も同種又は類似業務として認める（ただし、照査技術者として従事した業務は除く）。また、発注者として従事した同種又は類似業務の経験も実績として認める。

（注1）同種業務とは、国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社、公益法人、又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した土木工事に関する発注者支援業務（類する業務を含む。）をいう。

（注2）類似業務とは、国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注したCM業務、PFI事業技術アドバイザー業務、土木設計における概略・予備・詳細設計業務、土木工事における監理技術者又は主任技術者の業務をいう。

ウ 本業務の履行期間中（契約日から業務完了まで）に、本業務の受注者と直接的雇用関係があること。

(6) 配置予定担当技術者に対する要件

入札参加者は、申請期限日までに、次の要件を満たす配置予定担当技術者を

確保できること。

ア 以下のいずれかの資格等を有すること。

- ・技術士（総合技術監理部門－建設又は上下水道、建設部門又は上下水道部門）、技術士補（建設部門又は上下水道部門）
- ・一級土木施工管理技士又は二級土木施工管理技士
- ・土木学会特別上級土木技術者、土木学会上級土木技術者、土木学会1級土木技術者又は土木学会2級土木技術者
- ・（一社）全日本建設技術協会による公共工事品質確保技術者（Ⅰ）、公共工事品質確保技術者（Ⅱ）又は発注者が認めた同等の資格を有する者
- ・RCCM又はRCCMと同等の能力を有する者（技術士部門と同様の部門に限る）
- ・配置予定管理技術者に必要とされる同種又は類似業務の実績と同様の実務経験が1年以上の者（注1）
- ・河川、道路、上水道及び工業用水道関係の技術的行政経験（注2）を5年以上有する者

（注1）複数年契約の場合であって、業務が完了していない場合も、1年以上従事していれば実務経験を有するものとして判断する。

（注2）技術的行政経験とは、国、都道府県、政令市、中核市、特殊法人等で職員として従事したことを言う。

3 入札参加資格の確認

(1) 入札参加者は、入札参加資格確認申請書及び資料（以下「申請書等」という。）を提出し、入札に参加する資格の確認を受けなければならない。

なお、入札に参加する資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。

(2) 申請書等は、次のとおりとする。

入札参加資格確認申請書	様式－1
企業の業務実績	様式－2
予定管理技術者の経歴等	様式－3

予定管理技術者の同種又は類似業務実績	様式－4
富山県内に所在している業務拠点	様式－5
業務実施体制	様式－6
業務の実施方針	様式－7
技術提案	様式－8
予定担当技術者の同種又は類似業務実績	様式－9
中立公平性を確保していることを示す誓約書	様式－10
資格者名簿において、土木関係建設コンサルタント業務として登録されていることが確認できる書類の写し	

- (3) 申請書等の様式は、12で定める担当部署で配付するものとする。
- (4) 申請書等の提出期間は、11で定める期間とする。
- (5) 申請書等の提出場所は、12で定める担当部署とする。
- (6) 入札参加資格の確認の結果は、11で定める日までに申請者に通知する。

4 入札参加資格がないとされた者の理由の説明の要求

- (1) 入札参加資格がない旨の通知を受けた者は、入札参加資格がないとされた理由について説明を求められることができる。
- (2) (1)の理由の説明の要求は、説明を求める理由を記載した文書を郵送又はFAXする（受付期間の締切日までに必着）ことにより行うものとし、次のとおり受け付けるものとする。
 - ア 受付期間は、11で定める期間とする。
 - イ 受付場所は、11で定める場所とする。
- (3) 理由の説明の要求に対する回答は、説明を求めた者に対し、11で定める日までに文書により行うものとする。

5 公告に関する質問等

- (1) 公告の記載内容についての質問は、質問内容を記載した書類を郵送又はFAXする（受付期間の締切日までに必着）ことにより行うものとし、次のとおり受け付けるものとする。
 - ア 受付期間は、11で定める期間とする。

イ 受付場所は、11で定める場所とする。

(2) 質問に対する回答は、質問者に対し、文書で行うものとする。

(3) 質問及び当該質問に対する回答については、11で定める方法により、公表する。

6 設計図書等の配付及び質問等

(1) 11に定める方法により設計図書等を配付するものとする。

(2) 設計図書等に関する質問は、質問内容を記載した文書を郵送又はFAXする（受付期間の締切日までに必着）方法により行うものとし、次のとおり受け付けるものとする。

ア 受付期間は、11に定める期間とする。

イ 受付場所は、11に定める場所とする。

(3) 質問に対する回答は、質問者に対し、文書により行うものとする。

(4) 設計図書等に関する質問及び当該質問に対する回答については、11に定める方法により、公表する。

7 総合評価落札方式に関する事項

(1) 落札者を決定するための基準

落札者の決定は、総合評価落札方式により行うものとする。

入札参加者は、価格及び申請書等をもって入札をし、次の要件に該当する者のうち、(2)の総合評価の評価方法によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

・入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。なお、予定価格は、設計図書に基づき算出するものとする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち評価値が最も高い者を落札者とすることがある。

(2) 総合評価の評価方法

ア 評価値の算出方法

評価値の算出方法は、以下のとおりとする。

$$\text{評価値} = \text{価格評価点} + \text{技術評価点}$$

イ 価格評価点の算出方法

価格評価点の算出方法は、以下のとおりとする。

$$\text{価格評価点} = (\text{価格評価点の満点}) \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格})$$

価格評価点の満点は30点とする。

ウ 技術評価点の算出方法

申請書等の内容に応じ、下記(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)の評価項目毎に評価を行い、技術評価点を与える。

なお、技術評価点の満点は60点とする。

(ア) 予定技術者の経験及び能力

(イ) 実施方針

(ウ) 技術提案

(エ) 技術提案等の履行確実性

技術評価点の算出方法は、以下のとおりとする。

$$\text{技術評価点} = (\text{技術評価点の満点}) \times (\text{技術評価の得点合計} \div \text{技術評価の配点合計})$$

$$\text{技術評価の得点合計} = ((\text{ア})\text{に係る評価点}) + (\text{技術提案評価点}) \times ((\text{エ})\text{の評価に基づく履行確実性度})$$

$$\text{技術提案評価点} = ((\text{イ})\text{に係る評価点}) + ((\text{ウ})\text{に係る評価点})$$

8 入札期間等

- (1) 入札期間は、11で定める期間とする。
- (2) 開札の日時は、11で定める日時とする。
- (3) 開札の場所は、11で定める場所とする。
- (4) 入札保証金は、免除する。
- (5) 契約保証金は、免除する。

9 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者のした入札、申請書等に虚偽の記載をした者のした入札及び入札説明書において示した無効の入札の条項に該当する入

札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

10 その他

- (1) 本業務を受注した者及び本業務を受注した者と資本面・人事面で関係がある者は業務履行期間中に工期のある当該業務発注者の発注工事に参加してはならない。また、本業務の担当技術者の出向・派遣元及び出向・派遣元と資本面・人事面で関係のある者は、業務履行期間中に工期のある当該業務発注者の発注工事に参加してはならない。

(注1) 発注工事に参加とは、当該工事の入札に参加すること、当該工事の下請け（測量、地質調査業務も含む。）としての参加をいう。

(注2) 資本面・人事面で関係があるとは、次のア又はイに該当するものをいう。

ア 一方の会社等が他方の会社等の発行済株式総数の100分の50を超える株式を保有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている場合。

イ 一方の会社等の代表権を有する役員が他方の会社等の代表権を有する役員を兼ねている場合。

- (2) 本業務にかかる開札は、落札決定を保留した上で行うものであり、落札決定及び契約締結は、令和4年4月20日とする。

- (3) 履行確実性を評価するために、技術提案に関するヒアリングとは別に、履行確実性に関するヒアリングを実施するとともに、技術提案書とは別に、開札後、履行確実性の審査のための追加資料の提出を求める場合がある。

11 入札手続き及び日程

入札手続き及び日程については、次のとおりとする。

入札手続き	期間（注1）	方法
入札公告・入札説明書・設計書・申請書等の様式の配付	令和4年2月28日から	担当部署で配付
申請書等の受付	令和4年3月1日から 令和4年3月14日まで	担当部署で受付

入札公告・入札説明書に関する質問の受付	令和4年3月1日から 令和4年3月11日まで	担当部署に 郵送FAXで受付
入札公告・入札説明書に関する質問の回答	質問を受理した日から 5日以内	郵送FAXで回答
入札公告・入札説明書に関する質問と回答の閲覧	質問に回答した日から 令和4年4月11日まで	担当部署で閲覧
設計図書等に関する質問の受付	令和4年3月1日から 令和4年4月11日まで	担当部署に 郵送FAXで受付
設計図書等に関する質問の回答	質問を受理した日から 5日以内	郵送FAXで回答
設計図書等に関する質問回答の閲覧	質問に回答した日から 令和4年4月11日まで	担当部署で閲覧
入札参加資格の確認通知書の発行	令和4年4月4日まで	担当部署から郵送
入札参加資格が無いとされた者の理由の説明の要求	確認通知書を受け取った日から3日以内	担当部署に 郵送FAXで受付
理由の説明の要求に対する回答	要求を受理した日から 2日以内	郵送FAXで回答
入札期間	令和4年4月12日から 令和4年4月14日まで	担当部署に持参
開札（注2）	令和4年4月15日 午後1時10分から	担当部署で実施

（注）

- 1 持参、郵送又はFAXにより提出する書類は、富山県の休日を定める条例（平成元年富山県条例第1号）第1条第1項に規定する県の休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで（持参の場合は正午から午後1時までの時間を除く。）に担当部署に必着すること。
- 2 総合評価方式のため、開札の日時と落札者を決定する日時とは異なることがある。

12 担当部署

入札手続きに係る提出及び受付場所は、担当部署である富山県企業局経営管理課管財係（〒930-0094 富山市安住町2番14号（北日本スクエア北館10階）電話076-444-2139 FAX076-444-2154）とする。

その他不明な点についても、この担当部署に問い合わせること。

(様式-1)

入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

富山県知事
新 田 八 朗 殿

(提出者) 住所
電話番号
F A X
会社名
代表者 役職名 氏名

(作成者) 担当部署
氏名
F A X
E-mail

令和4年2月28日付けで入札公告のありました

「西部工業用水道事業富山県企業局積算技術業務委託」

に係る入札に参加する資格について確認されたく資料を添えて申請します。
なお、入札参加資格確認申請書の内容については事実と相違ないことを誓約します。

注1：返信用封筒として表に申請書の住所、氏名を記載し、簡易書留料金分を加えた料金（404円）の切手を貼った長3号封筒を申請書と合わせて提出して下さい。

・企業の業務実績

会社名)

業務分類	
業務名	
テクリス登録番号	
契約金額	
履行期間	
発注機関名 住所 TEL	
業務の概要	
技術的特徴	

注1：業務分類には、「対象業務」を記載する。

注2：様式－4に記載した技術者の同種又は類似業務を重複して記載できる。

注3：業務実績は最大2件とし、図面、写真等を引用する場合も含め、1件につき1枚以内に記載する。

(様式-3)

・ 予定管理技術者の経歴等

ふりがな			
①氏名 (技術者ID :)		②生年月日	
③所属・役職			
④保有資格			
技術士(部門 : 分野 : 登録番号 : 取得年月日 :)			
一級土木施工管理技士(登録番号 : 取得年月日 :)			
土木学会特別上級、上級者又は一級技術者			
公共工事品質確保技術者			
公共工事品質確保技術者に準ずる者			
公共工事品質確保技術者(I)又は公共工事品質技術者(II)の資格を有する者			
RCCM(部門 : 登録番号 : 取得年月日 :)			
RCCMと同等の能力を有する者(部門 : 合格年月日 :)			
① 同種又は類似業務経歴(最大2件)			
業務分類	業務名	発注機関	履行期間
	テクリス登録番号 :		
発注者としての実務経験 (従事機関名)		役職	従事期間
業務履行場所			
業務分類	業務名	発注機関	履行期間
	テクリス登録番号 :		
発注者としての実務経験 (従事機関名)		役職	従事期間
業務履行場所			

注1 : 保有資格の「RCCMと同等の能力を有する者」は、合格証の写しを添付すること。

注2 : 「公共工事品質確保技術者に準ずる者」は証明書の写しを添付すること。

注3 : 業務分類には、「予定管理技術者に必要とされる同種又は類似業務等の実績」において定義した「同種業務」、「類似業務」のいずれかを記載する。

※なお、上記に記載した業務履行場所において地域精通度の評価をする。

(様式－4)

・ 予定管理技術者の同種又は類似業務実績

業務分類	
業務名	
テクリス登録番号	
契約金額	
履行期間	
履行場所	
発注機関名 住所 T E L	
業務の概要	(〇〇技術者として従事)
業務の技術的特徴	
当該技術者の 業務担当の内容	

注 1：業務分類には、「予定管理技術者に必要とされる同種又は類似業務等の実績」に記述のある「同種業務」、「類似業務」のいずれかを記載すること。

注 2：業務の概要及び業務の技術的特徴については、具体的に記載すること。

注 3：〇〇には「管理」「担当」のいずれかを記載すること。

注 4：テクリスに登録されていない実績を記した場合は、その業務を担当した事を証する業務計画書又は業務報告書等の該当部分の写しを添付すること。

※予定管理技術者は、本業務の履行期間中に本業務の受注者と直接的雇用関係があること。

注 5：出向又は派遣、再委託を受けて行った業務実績を記載した場合は、その業務を担当したことを証する派遣契約書、委託契約書又は出向辞令等の写しを添付すること。

注 6：様式－3に記載した同種又は類似業務の実績について記載すること。

(様式-5)

- ・富山県内に所在している業務拠点を1つ記載する。

住所	
電話番号	
F A X	
会社名	
役職名 代表者氏名	

(様式-6)

・業務実施体制

分担業務の内容	備 考

注1：1者単独により、業務を実施する場合には記載する必要は無い。ただし、注2による場合は、記載をすること。

注2：他の建設コンサルタント等に当該業務の一部を再委託する場合又は学識経験者等の技術協力を受けて業務を実施する場合は、備考欄にその旨を記載するとともに、再委託先又は協力先、その理由（企業の技術的特徴等）を記載すること。ただし、業務の主たる部分を再委託してはならない。

・配置予定技術者の業務実施体制

	予定技術者名	所属・役職	担当する分担業務の内容
管理技術者			
担当技術者	配置予定人数	人	

注1：氏名にはふりがなをふること。

注2：管理技術者の予定技術者名は、1名のみ記載するものとし、複数の管理技術者（正・副等含め）は認めない。

注3：予定管理技術者は、担当技術者との兼任は認めない。

・業務の実施方針

業務の実施方針
<p>(A4サイズ、2枚以内とする。)</p>

※業務実施体制図は別途添付すること。

・技術提案

技術提案：

(A4サイズ、1枚以内とする。)

・ 予定担当技術者の同種又は類似業務実績

①配置予定担当技術者数 人

②業務実績において「同種業務・類似業務・無し」のいずれかを記載

	業務実績
担当技術者A	
担当技術者B	
担当技術者C	

注1：配置予定担当技術者の氏名は記載しないこととし、配置予定担当技術者の実績を記載すること。

注2：予定管理技術者と担当技術者の兼任は認めない。

注3：記載する担当技術者については、恒常的に業務に従事する担当技術者を二名以上記載すること。

・中立公平性に関する要件の確認

以下に該当する場合、を記す。

- 本業務の履行期間中に工期がある当該業務発注者の発注工事を受注又は下請けをしていない。
- 本業務の履行期間中に工期がある当該事務所の発注工事を受注又は下請けをしている者と資本面・人事面で関係がない。
- 本業務を受注した場合、以下に示す中立公平性を遵守する。
 - ・本業務を受注した者及び本業務を受注した者と資本面・人事面で関係がある者は当該業務発注者の発注工事に参加してはならない。また、本業務の担当技術者の出向・派遣元及び出向・派遣元と資本面・人事面で関係のある者は、本業務の履行期間中に工期がある当該業務発注者の発注工事に参加してはならない。なお、「発注工事に参加」とは、当該工事の入札に参加すること、当該工事の下請けとしての参加をいう。
 - ・資本面・人事面で関係があるとは、次の1)又は2)に該当するものをいう。
 - 1) 一方の会社等が他方の会社等の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている場合。
 - 2) 一方の会社等の代表権を有する役員が他方の会社等の代表権を有する役員を兼ねている場合。